

<p>中国人民银行关于扩大全口径跨境融资宏观审慎管理试点的通知</p> <p>根据《中华人民共和国中国人民银行法》等法律法规，为把握与宏观经济热度、整体偿债能力和国际收支状况相适应的跨境融资水平，控制杠杆率和货币错配风险，实现本外币一体化管理，中国人民银行在总结前期区域性、地方性试点的基础上，扩大全口径跨境融资宏观审慎管理政策试点。现将有关事项通知如下：</p> <p>一、本通知所称跨境融资，是指境内机构从非居民融入本、外币资金的行为。本通知适用注册在中国（上海）自由贸易试验区、中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区（以下统称自贸区）的企业（以下称试点企业），以及27家银行类金融机构（以下称试点金融机构）。本通知适用的试点企业仅限非金融企业，且不包括政府融资平台和房地产企业。</p> <p>二、中国人民银行根据宏观经济热度、国际收支状况和宏观金融调控需要对跨境融资杠杆率、风险转换因子、宏观审慎调节参数等进行调整，并对试点金融机构跨境融资进行宏观审慎管理。国家外汇管理局对试点企业跨境融资进行管理，并对企业和金融机构进行全口径跨境融资统计监测。中国人民银行和国家外汇管理局之间建立信息共享机制。</p> <p>三、建立宏观审慎规则下基于微观主体资本或净资产的跨境融资约束机制，试点企业和试点金融机构均可按规定自主开展本外币跨境融资。</p> <p>试点企业和试点金融机构开展跨境融资按风险加权计算余额（指已提用未偿余额，</p>	<p>中国人民銀行：全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行の拡大に関する通知</p> <p>《中華人民共和國中國人民銀行法》等の法律・法規に基づき、マクロ経済の成熟度・全体的な債務弁済能力及び国際収支状況に相応するクロスボーダー融資水準を把握し、レバレッジ率及び通貨ミスマッチリスクをコントロールし、人民元・外貨一体化管理を実現するため、中国人民銀行は前段階の地域性・地方性試行を総括することを基礎として、全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理政策試行を拡大する。ここに関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、本通知でいうクロスボーダー融資とは、国内機構が非居住者から人民元・外貨資金を調達する行為を指す。本通知は中国（上海）自由貿易試験区・中国（広東）自由貿易試験区・中国（天津）自由貿易試験区・中国（福建）自由貿易試験区（以下「自贸区」と総称）に登録している企業（以下「試行企業」）、及び27行の銀行類金融機関（以下「試行金融機関」）に適用する。本通知を適用する試行企業は非金融企業に限り、また政府融資プラットフォーム及び不動産企業は含まないものとする。</p> <p>二、中国人民銀行はマクロ経済の成熟度・国際収支状況及びマクロ金融調整コントロールの必要性に基づき、クロスボーダー融資レバレッジ率・リスク転換因数・マクロプルーデンス調節係数等に対して調整を行い、また試行金融機関のクロスボーダー融資に対してマクロプルーデンス管理を行う。国家外貨管理局は試行企業のクロスボーダー融資に対して管理を行い、また企業及び金融機関に対して全口径クロスボーダー融資統計モニタリングを行う。中国人民銀行及び国家外貨管理局の間において、情報共有メカニズムを構築する。</p> <p>三、マクロプルーデンス規則の下に、ミクロ主体の資本或いは純資産に基づくクロスボーダー融資制限メカニズムを構築し、試行企業及び試行金融機関はいずれも規定に基づき人民元・外貨クロスボーダー融資を自主的に展開することができる。</p> <p>試行企業及び試行金融機関が展開するクロスボーダー融資については、リスク加重</p>
--	---

下同), 风险加权余额不得超过上限, 即: 跨境融资风险加权余额 ≤ 跨境融资风险加权余额上限。

跨境融资风险加权余额 = Σ 本外币跨境融资余额 * 期限风险转换因子 * 类别风险转换因子 + Σ 外币跨境融资余额 * 汇率风险折算因子。

期限风险转换因子: 还款期限在1年(不含)以上的中长期跨境融资的期限风险转换因子为1, 还款期限在1年(含)以下的短期跨境融资的期限风险转换因子为1.5。

类别风险转换因子: 表内融资的类别风险转换因子设定为1, 表外融资(或有负债)的类别风险转换因子设定为0.2和0.5二档。

汇率风险折算因子: 0.5。

四、跨境融资风险加权余额计算中的本外币跨境融资包括试点企业和试点金融机构(不含境外分支机构)以本币和外币形式从非居民融入的资金, 涵盖表内融资和表外融资。以下业务类型不纳入跨境融资风险加权余额计算:

(一) 人民币被动负债: 试点企业和试点金融机构因境外机构投资境内债券市场产生的人民币被动负债; 境外主体存放在试点金融机构的人民币存款。

(二) 贸易信贷、人民币贸易融资: 试点企业涉及真实跨境贸易产生的贸易信贷(包括应付和预收)和从境外金融机构获取的人民币贸易融资; 试点金融机构因办理基于真实跨境贸易结算产生的各类人民币贸易融资。

(三) 集团内部资金往来: 试点企业主办的经批准的集团内跨境资金(生产经营和实业投资等依法合规活动产生的现金流)集中管理业务项下产生的对外负债。

(四) 境外同业存放、联行及附属机构

により残高を計算するものとし(すでに実行したが未返済の残高を指す、以下同様)、リスク加重残高は上限を超過してはならない、即ち、クロスボーダー融資リスク加重残高 ≤ クロスボーダー融資リスク加重残高上限とする。

クロスボーダー融資リスク加重残高 = Σ 人民元・外貨クロスボーダー融資残高 × 期間リスク轉換因数 × 類型リスク轉換因数 + Σ 外貨クロスボーダー融資残高 × 為替リスク換算因数。

期間リスク轉換因数: 返済期間が1年(1年を含まない)以上の中長期クロスボーダー融資の期間リスク轉換因数は1、返済期間が1年(1年を含む)以下の短期クロスボーダー融資の期間リスク轉換因数は1.5とする。

類型リスク轉換因数: オンバランス融資の類型リスク轉換因数は1に設定、オフバランス融資(偶発債務)の類型リスク轉換因数は0.2及び0.5の2段階に設定する。

為替リスク換算因数: 0.5。

四、クロスボーダー融資リスク加重残高計算における人民元・外貨クロスボーダー融資は、試行企業及び試行金融機関(国外分支機構を含まない)が人民元及び外貨形式により非居住者から調達した資金を含み、オンバランス融資及びオフバランス融資を包含する。以下の業務類型はクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れない:

(一) 人民元受動的負債: 国外機構が国内債券市場に投資したことにより発生した試行企業及び試行金融機関の人民元受動的負債; 国外主体が試行金融機関に預け入れた人民元預金。

(二) 貿易与信・人民元貿易融資: 試行企業の真実のクロスボーダー貿易に関連して発生した貿易与信(買掛と前受を含む)及び国外金融機関から取得した人民元貿易融資; 試行金融機関が真実のクロスボーダー貿易に基づいた決済を行うために発生した各種人民元貿易融資。

(三) グループ内部の資金往来: 試行企業が主幹となる批准を経たグループ内クロスボーダー資金(生産経営及び実業投資等の法に基づきコンプライアンスに準拠した活動により発生するキャッシュフロー)集中管理業務項目で発生した対外負債。

(四) 国外同業間預金・関連銀行及び付

<p>往来：试点金融机构因境外同业存放、联行及附属机构往来产生的对外负债。</p> <p>（五）自用熊猫债：试点企业的境外母公司在境内发行人民币债券并以放款形式用于境内子公司的。</p> <p>（六）转让与减免：试点企业和试点金融机构跨境融资转增资本或已获得债务减免等情况下，相应金额不计入。</p> <p>中国人民银行可根据宏观金融调控需要和业务开展情况，对不纳入跨境融资风险加权余额计算的业务类型进行调整，必要时可允许试点企业和试点金融机构某些特定跨境融资业务不纳入跨境融资风险加权余额计算。</p> <p>五、纳入本外币跨境融资的各类型融资在跨境融资风险加权余额中按以下方法计算：</p> <p>（一）外币贸易融资：试点企业和试点金融机构的外币贸易融资按20%纳入跨境融资风险加权余额计算，期限风险转换因子统一按1计算。</p> <p>（二）表外融资（或有负债）：试点金融机构向客户提供的内保外贷、因向客户提供基于真实跨境交易和资产负债币种及期限风险对冲管理服务需要的衍生产品而形成的对外或有负债，按20%纳入跨境融资风险加权余额计算；试点金融机构因自身币种及期限风险对冲管理需要，参与国际金融市场交易而产生的或有负债，按50%纳入跨境融资风险加权余额计算。</p> <p>（三）其他：其余各类跨境融资均按实际情况纳入跨境融资风险加权余额计算。</p> <p>中国人民银行可根据宏观金融调控需要和业务开展情况，对跨境融资风险加权余额中各类型融资的计算方法进行调整。</p>	<p>属機構との往来：試行金融機関の国外同業間預金・関連銀行及び付属機構との往来により発生した対外負債。</p> <p>（五）自己使用のパンダ債：試行企業の国外母社が中国国内で人民元債券を発行し、且つ貸付形式により国内子会社に用いる場合。</p> <p>（六）譲渡及び減免：試行企業及び試行金融機関のクロスボーダー融資の転換による資本増加或いはすでに債務減免を受けた等の状況においては、相応する金額は算入しない。</p> <p>中国人民銀行はマクロ金融調整コントロールの必要性及び業務展開状況に基づき、クロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れない業務類型に対して調整を行うことができ、必要な場合は、試行企業及び試行金融機関の特定のクロスボーダー融資業務をクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れないことを許可することができる。</p> <p>五、人民元・外貨クロスボーダー融資に組み入れる各類型融資は、クロスボーダー融資リスク加重残高において以下の方法に従い計算する：</p> <p>（一）外貨貿易融資：試行企業及び試行金融機関の外貨貿易融資については、20%をクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れ、期間リスク転換因数は一律1として計算する。</p> <p>（二）オフバランス融資（偶発債務）：試行金融機関が顧客に提供する国内保証・国外貸付、真実のクロスボーダー取引及び資産負債の通貨及び期間リスクヘッジ管理サービスニーズに基づくデリバティブ商品を顧客に提供することにより形成された対外偶発債務は、20%をクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる；試行金融機関が自身の通貨及び期限リスクヘッジ管理ニーズにより、国際金融市場取引に参加して発生した偶発債務は、50%をクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。</p> <p>（三）その他：その他の各種クロスボーダー融資は全て実際状況に基づき、クロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。</p> <p>中国人民銀行はマクロ金融調整コントロールの必要性及び業務展開状況に基づき、クロスボーダー融資リスク加重残高にお</p>
---	--

<p>六、跨境融资风险加权余额上限的计算： 跨境融资风险加权余额上限=资本或净资产* 跨境融资杠杆率*宏观审慎调节参数。</p> <p>资本或净资产：试点企业按净资产计， 试点金融机构按核心资本（即一级资本）计， 以最近一期经审计的财务报告为准。</p> <p>跨境融资杠杆率：试点企业为1，试点金 融机构为0.8。 宏观审慎调节参数：1。</p> <p>七、试点企业和试点金融机构的跨境融 资签约币种、提款币种和偿还币种须保持一 致。</p> <p>八、跨境融资风险加权余额及上限的计 算均以人民币为单位，外币跨境融资以提款 日的汇率水平按以下方式折算计入：已在中 国外汇交易中心挂牌（含区域挂牌）交易的 外币，适用人民币汇率中间价或区域交易参 考价；未在中国外汇交易中心挂牌交易的货 币，适用中国外汇交易中心公布的人民币参 考汇率。</p> <p>九、中国人民银行建立跨境融资宏观风 险监测指标体系，在跨境融资宏观风险指标 触及预警值时，采取逆周期调控措施，以此 控制系统性金融风险。</p> <p>逆周期调控措施可以采用单一措施或组 合措施的方式进行，也可针对单一、多个或 全部试点企业和试点金融机构进行。总量调 控措施包括调整跨境融资杠杆率和宏观审慎 调节参数，结构调控措施包括调整各类风险 转换因子。必要时还可根据维护国家金融稳 定的需要，征收风险准备金等其他逆周期调 控措施，防范系统性金融风险。</p>	<p>る各類型融資の計算方法に対して調整を行 うことができる。</p> <p>六、クロスボーダー融資リスク加重残高 上限の計算：クロスボーダー融資リスク加 重残高上限＝資本或いは純資産×クロスボ ーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデ ンス調節係数。 資本或いは純資産：試行企業は純資産に 基づき計算し、試行金融機関はコア資本（す なわち一級資本）に基づき計算し、直近一 期の監査済みの財務報告を基準とする。 クロスボーダー融資レバレッジ率：試行 企業は1、試行金融機関は0.8とする。 マクロプルーデンス調節係数：1。</p> <p>七、試行企業及び試行金融機関のクロス ボーダー融資において締結する通貨・引出 通貨及び返済通貨は必ず一致を保持しなけ ればならない。</p> <p>八、クロスボーダー融資リスク加重残高 及び上限の計算はいずれも人民元を単位と し、外貨クロスボーダー融資は引出日のレ ート水準により以下の方式に基づき換算し て算入する；すでに中国外貨取引センター で公示取引されている（区域取引を含む） 外貨については、人民元レート仲値或いは 区域取引参考レートを適用する；中国外貨 取引センターで公示取引されていない通貨 については、中国外貨取引センターが公布 する人民元参考レートを適用する。</p> <p>九、中国人民銀行はクロスボーダー融資 マクロリスクモニタリング指標体系を構築 し、クロスボーダー融資マクロリスク指標 がアラート値に触れた場合、反循環調整コ ントロール措置を講じて、システムミック金 融リスクをコントロールする。 反循環調整コントロール措置は単一措置 或いは複合措置の方式を採用して行うこと ができ、単一・複数或いは全ての試行企業 及び試行金融機関に対して行うこともでき る。総量調整コントロール措置にはクロス ボーダー融資レバレッジ率及びマクロプルー デンス調節係数の調整を含み、構成調整 コントロール措置には各種リスク転換因数 の調整を含む。必要な場合は、国家金融安 定維持の必要性に基づき、リスク準備金徴 収等のその他反循環調整コントロール措 置を講じ、システムミック金融リスクを防止す</p>
--	---

<p>试点企业和试点金融机构因风险转换因子、跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数调整导致跨境融资风险加权余额超出上限的，原有跨境融资合约可持有到期；在跨境融资风险加权余额调整到上限内之前，不得办理包括跨境融资展期在内的新的跨境融资业务。</p> <p>十、试点企业跨境融资业务：试点企业按照本通知要求办理跨境融资业务，具体细节由国家外汇管理局另行发布细则明确。</p> <p>（一）试点企业应当在跨境融资合同签订后但不晚于提款前三个工作日，向国家外汇管理局的资本项目信息系统办理跨境融资情况签约备案。为试点企业办理跨境融资业务的结算银行应向中国人民银行人民币跨境收付信息管理系统报送试点企业的融资信息、账户信息、人民币跨境收支信息等。所有跨境融资业务材料留存结算备查，保留期限至该笔跨境融资业务结束后5年。</p> <p>（二）试点企业办理跨境融资签约备案后以及试点金融机构自行办理跨境融资信息报送后，可以根据提款、还款安排为借款主体办理相关的资金结算，并将相关结算信息按规定报送至中国人民银行和国家外汇管理局的相关系统，完成跨境融资信息的更新。</p> <p>试点企业应每年及时更新跨境融资以及权益相关的信息（包括境外债权人、借款期限、金额、利率和自身净资产等）。如经审计的净资产，融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的，试点企业应及时办理备案变更。</p> <p>（三）开展跨境融资涉及的资金往来，试点企业可采用一般本外币账户办理，也可</p>	<p>することもできる。</p> <p>試行企業及び試行金融機関は、リスク転換因数・クロスボーダー融資レバレッジ率及びマクロプルーデンス調節係数の調整により、クロスボーダー融資リスク加重残高が上限を超過した場合、現存のクロスボーダー融資契約については期限まで保有することができる；クロスボーダー融資リスク加重残高が上限に調整されるまでは、クロスボーダー融資のロールオーバーを含む新たなクロスボーダー融資業務を取り扱ってはならない。</p> <p>十、試行企業のクロスボーダー融資業務：試行企業は本通知の要求に基づきクロスボーダー融資を取り扱うが、具体的細部は国家外貨管理局が別途細則を公布の上明確にする。</p> <p>（一）試行企業はクロスボーダー融資契約の締結後、遅くとも引出の3営業日前までに、国家外貨管理局の資本項目情報システムにクロスボーダー融資状況の契約締結備案を行わなければならない。試行企業のためにクロスボーダー融資業務を取り扱う決済銀行は、中国人民銀行人民元クロスボーダー受払情報管理システムに試行企業の融資情報・口座情報・人民元クロスボーダー受払情報等を送信・報告しなければならない。全てのクロスボーダー融資業務の資料は検査に備えて集計・保存し、保存期限は当該クロスボーダー融資業務の終了後5年とする。</p> <p>（二）試行企業がクロスボーダー融資の契約締結備案を行った後、及び試行金融機関がクロスボーダー融資情報を自ら送信・報告した後、引出・返済手配に基づき、借入主体のために関連資金決済を取り扱うことができ、また関連決済情報を規定に基づき中国人民銀行及び国家外貨管理局の関連システムに送信・報告し、クロスボーダー融資情報の更新を完了させるものとする。</p> <p>試行企業は毎年適時クロスボーダー融資及び権益に関する情報（国外債権者・借入期限・金額・利率及び自身の純資産等）を更新しなければならない。監査済みの純資産、融資契約に関わる国外債権者・借入期限・金額・利率等に変化が生じた場合、試行企業は遅滞無く備案変更を行わなければならない。</p> <p>（三）クロスボーダー融資展開に関わる資金往来について、試行企業は一般の人民</p>
---	---

<p>采用自由贸易账户办理。</p> <p>(四) 试点企业融入外汇资金如有实际需要,可结汇使用。试点企业融入资金的使用应符合国家相关规定,用于自身的生产经营活动,并符合国家和自贸区的产业宏观调控方向。</p> <p>十一、试点金融机构跨境融资业务:试点期间,中国人民银行总行对试点金融机构跨境融资业务实行统一管理,试点金融机构以法人为单位集中向中国人民银行总行报送相关材料。试点金融机构开展跨境融资业务前,应根据本通知要求,结合自身情况制定本外币跨境融资业务的操作规程和内控制度,报中国人民银行总行备案后实施。</p> <p>(一) 试点金融机构首次办理跨境融资业务前,应按照本通知的跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数,以及本机构最近一期经审计的核心资本(即一级资本)数据,计算本机构跨境融资风险加权余额和跨境融资风险加权余额上限,并将计算的详细过程报送中国人民银行总行。</p> <p>试点金融机构办理跨境融资业务,应在本机构跨境融资风险加权余额处于上限以内的情况下进行。如跨境融资风险加权余额低于上限,则试点金融机构可自行与境外机构签订融资合同。</p> <p>(二) 试点金融机构可根据《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令〔2003〕第5号发布)等管理制度开立本外币账户,办理跨境融资涉及的资金收付。</p> <p>(三) 试点金融机构应在跨境融资合同签约后执行前,向中国人民银行和国家外汇管理局报送核心资本金额、跨境融资合同信息,并在提款后按规定报送本外币跨境收入信息,支付利息和偿还本金后报送本外币跨</p>	<p>元・外貨口座を採用して取り扱うことができ、自由貿易口座を採用して取り扱うこともできる。</p> <p>(四) 試行企業が調達した外貨資金に実際のニーズがある場合、人民元転して使用することができる。試行企業が調達した資金の使用は国家関連規定に合致し、自身の生産経営活動に用い、また国家及び自貿区の産業マクロ調整コントロール方向に合致していなければならない。</p> <p>十一、試行金融機関のクロスボーダー融資業務:試行期間において、中国人民銀行総行は試行金融機関のクロスボーダー融資業務に対して統一管理を実行し、試行金融機関は法人を単位としてまとめた上で中国人民銀行総行に関連資料を送信・報告する。試行金融機関はクロスボーダー融資業務を展開する前に、本通知の要求に基づき、自身の状況を結合した上で、人民元・外貨クロスボーダー融資業務のオペレーション規程及び内部統制制度を制定し、中国人民銀行総行に報告・備案した後に実施しなければならない。</p> <p>(一) 試行金融機関は、初めてクロスボーダー融資業務を行う前に、本通知のクロスボーダー融資レバレッジ率及びマクロプルーデンス調節係数、及び当該機関の直近一期の監査済みコア資本(すなわち一級資本)のデータに基づき、当該機関のクロスボーダー融資リスク加重残高及びクロスボーダー融資リスク加重残高上限を計算し、また計算の詳細過程を中国人民銀行総行に送信・報告しなければならない。</p> <p>試行金融機関が行うクロスボーダー融資業務は、当該機関のクロスボーダー融資加重残高の上限以内の状況において行わなければならない。クロスボーダー融資リスク加重残高が上限額を下回っていれば、試行金融機関は国外金融機関と融資契約を自ら締結することができる。</p> <p>(二) 試行金融機関は、《人民币銀行決済口座管理弁法》(中国人民銀行令〔2003〕第5号公布)等の管理制度に基づき人民元・外貨口座を開設し、クロスボーダー融資に関わる資金受払を行うことができる。</p> <p>(三) 試行金融機関はクロスボーダー融資契約締結後、執行までに、中国人民銀行及び国家外貨管理局にコア資本の金額・クロスボーダー融資契約情報を送信・報告し、また引出後に規定に基づき人民元・外貨ク</p>
--	---

境支出信息。如经审计的核心资本，融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的，试点金融机构应在系统中及时更新相关信息。

试点金融机构应于每月初5个工作日内将上月本机构本外币跨境融资发生情况、余额变动等统计信息报告中国人民银行总行。所有跨境融资业务材料留存备查，保留期限至该笔跨境融资业务结束后5年。

(四) 试点金融机构融入资金可用于补充资本金，服务实体经济发展，并符合国家产业宏观调控方向。经国家外汇管理局批准，试点金融机构融入外汇资金可结汇使用。

(五) 试点金融机构在中国（上海）自由贸易试验区的分支机构按本通知纳入其总行统一管理，不再适用《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务跨境融资与跨境资金流动宏观审慎管理实施细则（试行）》（银总部发〔2015〕8号文印发）。

十二、中国人民银行、国家外汇管理局按照分工，定期或不定期对试点金融机构和试点企业开展跨境融资情况进行非现场核查和现场检查，试点金融机构和试点企业应配合。

发现未及时报送和变更跨境融资信息的，中国人民银行和国家外汇管理局将在查实后对涉及的试点金融机构或试点企业通报批评，限期整改并根据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等法律法规进行查处。

发现超规模上限开展跨境融资的，或融入资金使用与国家、自贸区的产业宏观调控方向不符的，中国人民银行和国家外汇管理局可责令其立即纠正，并可根据实际情况依

罗斯波ダー融資収入情報を送信・報告し、利息支払及び元本返済後に人民币・外貨クロスボダー支払情報を送信・報告しなければならない。監査済みのコア資本、融資契約に関わる国外債権者・借入期限・金額・利率等に変化が生じた場合、試行金融機関はシステムにおいて遅滞無く関連情報を更新しなければならない。

試行金融機関は、每月初5営業日以内に前月の当該機関の人民币・外貨クロスボダー融資の発生状況・残高変動等の統計情報を中国人民銀行総行に報告しなければならない。全てのクロスボダー融資業務の資料は検査に備えて保存し、保存期限は当該クロスボダー融資業務の終了後5年とする。

(四) 試行金融機関が調達した資金は資本金の補充、実体経済発展の奉仕に用いることができ、国家産業マクロ調整コントロール方向に合致するものとする。国家外貨管理局の批准を経て、試行金融機関が調達した外貨資金は人民币転して使用することができる。

(五) 試行金融機関の中国（上海）自由貿易試験区の分支機構は、本通知に基づきその本店による統一管理に組み入れ、《中国（上海）自由貿易試験区独立勘定業務のオフショア融資及びクロスボダー資金流動マクロプルーデンス管理実施細則（试行）》（銀総部発〔2015〕8号文書にて印刷・公布）は今後適用しない。

十二、中国人民銀行・国家外貨管理局は分担に基づき、試行金融機関及び試行企業が展開するクロスボダー融資状況に対して、定期的或いは不定期にオフサイト検証及びオンサイト検査を行い、試行金融機関及び試行企業は協力しなければならない。

クロスボダー融資情報を適時に送信・報告及び変更していないことが発見された場合、中国人民銀行及び国家外貨管理局は事実調査後に、関連した試行金融機関或いは試行企業に対して通報・批判を行い、期限内の改善を命じ、また《中華人民共和國中国人民银行法》及び《中華人民共和國外貨管理条例》等の法律・法規に基づき処分を科す。

規模上限を超過してクロスボダー融資を展開したこと、或いは調達資金の使用が国家・自贸区の産業マクロ調整コントロール方向と合致してしないことが発見された

<p>据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等有关规定对借款主体进行处罚；情节严重的，可暂停其跨境融资业务。中国人民银行将试点金融机构的跨境融资行为纳入宏观审慎评估体系（MPA）考核，对情节严重的，中国人民银行还可视情况向其征收定向风险准备金。</p> <p>对于办理超限跨境融资结算的金融机构，中国人民银行将责令整改；对于多次发生办理超限跨境融资结算的金融机构，中国人民银行将暂停其跨境融资结算业务。</p> <p>十三、对试点企业和试点金融机构，中国人民银行、国家外汇管理局不实行外债事前审批，试点企业改为事前签约备案，试点金融机构改为事后备案，原有管理模式下的跨境融资未到期余额纳入本通知管理。中国人民银行、国家外汇管理局在各自贸区、试验区实行的本币、外币境外融资等区域性跨境融资创新试点，1年过渡期后统一按本通知管理模式管理。</p> <p>试点企业中的外商投资企业、试点金融机构中的外资银行可在现行跨境融资管理模式和本通知模式下任选一种模式适用，并向管理部门备案。一经选定，原则上不再更改。如确有合理理由需要更改的，须向管理部门提出申请。</p> <p>十四、本通知自2016年1月25日起施行。中国人民银行、国家外汇管理局此前有关规定与本通知不一致的，以本通知为准。</p> <p><试点金融机构名单></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国家开发银行 2 进出口银行 3 农业发展银行 	<p>場合、中国人民銀行及び国家外貨管理局は直ちに是正するよう命じることができ、また実際の状況に基づき《中華人民共和國中国人民银行法》及び《中華人民共和國外貨管理条例》等の関連規定に従い借入主体に対して処罰を科すことができる；状況が重大である場合、そのクロスボーダー融資業務を暫時停止することができる。中国人民銀行は試行金融機関のクロスボーダー融資行為をマクロブルーデンス評価体系（MPA）に組み入れて審査を行い、状況が重大である場合、中国人民銀行は状況を見て指向的なりリスク準備金を徴収することもできる。</p> <p>限度超過のクロスボーダー融資決済を取り扱った金融機関に対して、中国人民銀行は是正を命じる；限度超過のクロスボーダー融資決済取扱が何度も発生した金融機関に対して、中国人民銀行はそのクロスボーダー融資決済業務を暫時停止する。</p> <p>十三、試行企業及び試行金融機関に対して、中国人民銀行・国家外貨管理局は外債の事前審査・批准を実行せず、試行企業は事前契約締結備案に変更し、試行金融機関は事後備案に変更し、もとの管理モデルにおけるクロスボーダー融資の期限が到来していない残高は本通知の管理に組み入れる。中国人民銀行・国家外貨管理局が各自貿区・試験区で実行している人民元・外貨オフショア融資等の地域性クロスボーダー融資刷新試行については、1年の移行期間後に本通知に基づく管理モデルに統一する。</p> <p>試行企業内の外商投资企业・試行金融機関内の外資銀行は、現行のクロスボーダー融資管理モデル及び本通知のモデルの内いずれかのモデルを選択して適用することができ、管理部門に備案を行うものとする。一度選択すると原則変更はできない。確かに合理的な理由があり変更を必要とする場合、管理部門に申請を提出しなければならない。</p> <p>十四、本通知は2016年1月25日より施行する。中国人民銀行・国家外貨管理局のこれ以前の関連規定が本通知と一致しない場合、本通知を基準とする。</p> <p><試行金融機関リスト></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国家開発銀行 2 輸出入銀行 3 農業発展銀行
---	--

4 中国工商银行	4 中国工商銀行
5 中国农业银行	5 中国農業銀行
6 中国银行	6 中国銀行
7 中国建设银行	7 中国建設銀行
8 交通银行	8 交通銀行
9 中信银行	9 中信銀行
10 中国光大银行	10 中国光大銀行
11 华夏银行	11 華夏銀行
12 中国民生银行	12 中国民生銀行
13 招商银行	13 招商銀行
14 兴业银行	14 興業銀行
15 广发银行	15 広発銀行
16 平安银行	16 平安銀行
17 浦发银行	17 浦発銀行
18 恒丰银行	18 恒豊銀行
19 浙商银行	19 浙商銀行
20 渤海银行	20 渤海銀行
21 中国邮政储蓄银行	21 中国郵政貯蓄銀行
22 北京银行	22 北京銀行
23 上海银行	23 上海銀行
24 江苏银行	24 江蘇銀行
25 汇丰银行（中国）有限公司	25 匯豐銀行（中国）有限公司
26 花旗银行（中国）有限公司	26 花旗銀行（中国）有限公司
27 渣打银行（中国）有限公司	27 渣打銀行（中国）有限公司